

〇鹿屋市国土強靱化地域計画 実施計画

事前に備えるべき目標	起すてはならない事業(リスクシナリオ)	進捗率	脆弱性評価結果	推進方針	主な取組	指標 (KPI) H30年度の現状
住宅・建物、交通施設等の複合的、大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	1-1	1	①(住宅・建築物等の耐震化) 大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊などにより、多数の人的被害が想定されるため、住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策を促進する必要がある。 また、大規模地震時に滑動崩落の可能性がある大規模造成地等の場所を特定し、宅地造成に伴う災害に対する住民等の理解を深める必要がある。	①(住宅・建築物等の耐震化、アスベスト対策) 住宅・建築物の耐震化などによる、多数の人的被害を抑えるため、住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策を促進する。 大規模地震時に滑動崩落の可能性がある大規模造成地の調査を実施し、住民の意識向上や滑動崩落の予防を図る。 既倒壊建物における吹付アスベスト使用実態を把握し、アスベスト飛散防止を図る。	1住宅・建築物安全ストック形成事業の推進(建築物情報のデジタル化、BIMデータ作成、アスベスト対策データベース作成) 2住宅の耐震診断、耐震改修に対する助成等 3ブロック塀等安全対策事業の促進 4鹿屋市住宅長寿寿命に叶った住居の推進 5公営住宅等整備事業の推進 6住宅市街地再生整備事業の推進 7市街地防災整備事業の推進 8優良建築物等整備事業の推進 9公営住宅ストック総合改善事業の推進 10定家再生等推進事業の推進 11大規模造成地の安全性把握	・住宅の耐震化率 達成率 74.8% 目標 概ね解消
		2	②(公共施設等の耐震化) 大規模地震が発生した場合、公共施設等が被災すると、避難や救助活動等に障害が生ずることが想定されるため、公共施設等の耐震化を促進する必要がある。	②(公共施設等の耐震化) 公共施設等の被災による、避難や救助活動等への障害が発生することを防ぐため、公共施設等の耐震化を促進する。	1公共施設の耐震化 2学校のブロック塀の撤去又は改修及び校舎の防災機能強化等	—
		3	③(不特定多数者が利用する建築物の耐震化) 大規模地震が発生した場合、住宅密集地において多数の人的被害が想定されるため、不特定多数者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。	③(不特定多数者が利用する建築物の耐震化) 不特定多数者が利用する建築物の倒壊による多数の人的被害を抑えるため、不特定多数者が利用する建築物について耐震化を促進する。	1建築物耐震改修促進計画の推進 2認可保育所等の耐震化及び改修に要する費用の一部補助 3福祉施設等の耐震化補助及びブロック塀等改修に要する費用の一部補助	—
		4	④(沿道建築物の耐震化) 大規模地震が発生した場合、沿道建築物の複合的倒壊により、避難や応急対応に障害が及びることが想定されるため、大規模地震にに対応する耐震化が進んでいない沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。	④(沿道建築物の耐震化) 住宅密集地の大規模火災による、多数の死傷者の発生を抑えることを防ぐため、沿道建築物の耐震化を促進する。	1建築物耐震改修促進計画の推進	—
密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	1-2	5	①(防火対策の推進) 大規模地震が発生した場合、住宅密集地や不特定多数が集まる施設の火災による、物的・人的被害が想定されるため、防火対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る必要がある。	①(防火対策の推進) 住宅密集地や不特定多数が集まる施設の火災による、物的・人的被害を抑えるため、防火対策及び建物関係者や住民の防火意識の向上を図る。	1建物の防火安全性の向上 2住宅防火対策の推進 3関係団体の連携 4防火意識の向上 5福祉施設等におけるスプリンクラー設置に要する費用の一部補助	—
		6	②(公共空間におけるオープンスペースの確保) 大規模地震が発生した場合、住宅密集地において大規模火災が発生し多数の死傷者が発生するなどの被害が想定されるため、災害時の避難経路確保や避難路、避難場所の役割を担う道路、公園等のオープンスペースを確保し、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。	②(公共空間におけるオープンスペースの確保) 住宅密集地の火災による、多数の死傷者の発生を抑えるため、道路や公園等のオープンスペースを確保し、災害に強いまちづくりを推進する。	1幹線道路の整備促進 2あなほ生活道路の改善 3防災機能を有する都市公園等の確保 4都市計画道路の整備促進	—
広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	1-3	7	①(避難場所等の確保、避難所の耐震化等) 広域にわたる大規模津波等が発生した場合、避難行動に遅れが生じると、多数の死傷者が発生することが想定されるため、津波防災地域づくり、地域の防災力向上を図る避難場所や避難経路の確保、避難場所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多機能化による住民への適切な災害情報の提供、火災予防、危険物等防災対策等の取組を進め、関係機関が連携して広域かつ大規模な災害発生時の対応策を進める必要がある。	①(避難場所等の確保、避難所の耐震化等) 大規模津波等の発生時に、避難行動に遅れが生じると多数の死傷者の発生を抑えるため、津波防災地域づくり、避難場所や避難経路の確保、避難場所等の耐震化、住民への適切な災害情報の提供を推進する。	1防災マップの作成・配付 2防災会議の実施 3公共施設の耐震化 4防災機能を有する都市公園等の確保	防災マップの作成・配付 現状 作成済 目標 更新 防災会議の実施 現状 年度1回 目標 年度1回以上
		8	②(水門等の効果的な管理運用) 大規模津波等が発生した場合、水門等の効果的な管理運用が図られない場合、大規模な浸水被害が発生する一方、閉鎖作業の際に操作従事者が危険にさらされることが想定されるため、効果的な管理運用を図り、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する必要がある。	②(水門等の効果的な管理運用) 大規模津波等の発生時に、水門等の効果的な管理運用が図られないことによる、大規模な浸水被害等の発生を抑えるため、国等との連携を図りながら、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する。	1国等との連携	—
		9	③(津波避難計画等の住民周知等) 大規模津波等が発生した場合、建築物の倒壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい被害が生じることがあるため、津波浸水想定等の周知や防災マップの配布など津波避難対策の住民周知等を促進する必要がある。	③(津波避難計画等の住民周知等) 大規模津波等の発生時に、建築物の倒壊・浸水による、住民等の生命・身体への危害が発生することを防ぐため、津波浸水想定等の周知や防災マップの配布など、津波避難対策等の住民周知を図る。	1防災マップの作成・配付 2町内会長等を対象とした地区別防災研修会や出前講座の実施	防災マップの作成・配付 現状 年度1回 目標 更新 ・東九州自動車道津波警報 現状 94% (鹿屋市員一志 市志願者119,2千口) 目標 100%
		10	④(災害時における道路等の整備) 災害時の緊急輸送を行うため、東九州自動車道をはじめ、大隅縦貫道、国道20号等の緊急輸送道路の確保を促進する必要がある。	④(災害時における道路等の整備) 大規模津波等の発生時に、緊急輸送道路の確保を進め、東九州自動車道をはじめ、大隅縦貫道、国道20号等の緊急輸送道路の整備を促進する。	1緊急輸送道路等の整備促進	—
		11	⑤(道路関係等の取組) 大規模津波等が発生した場合、電柱や電線等の倒壊により道路交通が障害され、避難に遅れが生じることがあるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図る。	⑤(道路関係等の取組) 電柱や電線等の倒壊に伴い道路交通が障害され、避難時の遅延を生ずることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図る。	1関係機関との連携	—
		12	⑥(防災拠点の整備) 防災拠点施設を整備し、大規模災害時における自衛隊、消防、警察の隊元据置基地、避難場所、救護物資や防災用品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。	⑥(防災拠点の整備) 防災拠点施設を整備し、大規模災害時における自衛隊、消防、警察の隊元据置基地、避難場所、救護物資や防災用品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。	1防災拠点施設の整備	—
突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	1-4	13	①(治水対策の推進) 近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による大規模な浸水被害が想定されるため、地元の実情や必要性、緊急度などを総合的に判断しながら、河川改修や治水対策の整備を促進する必要がある。	①(治水対策の推進) 大規模洪水による大規模な浸水被害の発生を防ぐため、地元からの要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、河川改修や治水対策の整備を促進する。	1扇田川・種火路、排水流出抑制施設の整備推進 2福祉施設等における水害対策対策事業に要する費用の一部補助	冠水箇所 現状 35 箇所 目標 21 箇所(削減) (R05)
		14	②(防災情報の提供) 集中豪雨等が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生ずることがあるため、防災行政無線や、市ホームページ等による住民への広報に努める必要がある。 また、浸水による災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、防災マップなどを住民に周知する等、ソフト事業を推進する必要がある。	②(防災情報の提供) 集中豪雨等の発生時に、浸水による住民等の生命・身体への危害が生ずることを防ぐため、防災行政無線や市ホームページ等による住民への広報を図るとともに、防災マップの配布などによるソフト事業を推進する。	1防災マップの作成・配付 2町内会長等を対象とした地区別防災研修会や出前講座の実施 3市ホームページ等による防災情報の発信	防災マップの作成・配付 現状 作成済 目標 更新 出前講座等の実施 現状 1回 目標 5回
1	1-5	15	①(土砂災害対策の推進) 近年、気候変動等の影響による集中豪雨、局地的大雨、大型台風等の増加、さらには地盤の多量に降ったことにより、これまで経験したことのない大規模な土砂災害の発生リスクが高まっている。市内の脆弱地域等における土砂災害の発生リスクを低減し、人命を守るための急務地帯等での整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。	①(土砂災害対策の推進) 近年、気候変動等の影響による集中豪雨、局地的大雨、大型台風等の増加、さらには地盤の多量に降ったことにより、これまで経験したことのない大規模な土砂災害の発生リスクが高まっている。市内の脆弱地域等における土砂災害の発生リスクを低減し、人命を守るための急務地帯等での整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る。	1急務地帯等での整備促進 2砂防施設整備事業の推進	急務地帯整備箇所 (整備済/全体数) 現状 53/201 目標 68/201 砂防施設整備箇所 (整備済/全体数) 現状 19/62 目標 20/62
		16	②(がけ地等に近接する危険住宅の移転促進) がけ地の崩壊により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進する必要がある。	②(がけ地等に近接する危険住宅の移転促進) がけ地の崩壊により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進する。	1がけ地近接等危険住宅移転促進事業の促進	—
		17	③(治山事業の促進) 豪雨や地震の増加に伴って林地の崩壊など山岳災害の発生が懸念されるため、山岳災害の恐れのある山岳危険地区について治山施設や森林の整備を推進する必要がある。	③(治山事業の促進) 林地の崩壊など山岳災害の発生を防ぐため、山岳災害のおそれのある山岳危険地区について治山施設や森林の整備を促進する。	1治山施設の必要性の検討及び関係の実施	—
		18	④(警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知) 土砂災害が発生するおそれのある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るため、県が指定した土砂災害警戒区域等に関する事項を把握し、関係機関と連携して、関係機関が連携して広域かつ大規模な災害発生時の対応策を進める必要がある。	④(警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知) 土砂災害に対する安全度の向上を図るため、県が指定した土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備を推進するとともに、関係機関が連携して広域かつ大規模な災害発生時の対応策を進める。	1自主防災組織に対し、資材貯蔵庫の補助や防災活動費への助成 2町内会長等を対象とした地区別防災研修会や出前講座の実施 3防災マップの作成・配付	—

1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	18	大規模な火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生がある。 また、集中豪雨等により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や市ホームページ等による広報に努めていく必要がある。	18	大規模な火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生がある。 また、集中豪雨等により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や市ホームページ等による広報に努めていく必要がある。		出前講座等の実施 現状 19回 目標 50回 防災マップの作成・配付 現状 作成済 目標 更新		
		19	⑤（防災拠点の整備）【再掲1-3-6】 防災拠点施設を整備し、大規模災害時における自衛隊・消防・警察の協力支援基地、避難場所、救援物資や防災用品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。	⑤（防災拠点の整備）【再掲1-3-6】 ・防災拠点施設を整備し、大規模災害時における自衛隊・消防・警察の協力支援基地、避難場所、救援物資や防災用品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。	19	⑤（防災拠点の整備）【再掲1-3-6】 ・防災拠点施設を整備し、大規模災害時における自衛隊・消防・警察の協力支援基地、避難場所、救援物資や防災用品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。	1	防災拠点施設の整備 【再掲1-3-6】	—
		20	⑥（福島大規模噴火時の大量軽石火山灰対策の推進） 大規模な噴火の発生により、かつ市街地にも大規模な軽石火山灰の降下があった場合、住民等の生命だけでなく生活への影響も計り知れないことから、大規模噴火における軽石・火山灰対策について、予防から応急対策時、復旧時における対策を講ずる必要がある。 また、火山灰が山地に堆積すると、少ない雨で土石流や洪水が多発するおそれがある。県等と連携し、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要がある。	⑥（福島大規模噴火時の大量軽石火山灰対策の推進） ・福島大規模噴火時の大量軽石火山灰対策の推進。 ・軽石火山灰対策については、噴火発生後には、市街地側にも大規模な軽石火山灰の降下があるおそれがあるため、予防、予防時、応急対策時及び復旧時における対策を講ずる。 ・火山灰が山地に堆積し、少ない雨で土石流や洪水が多発することを防ぐため、県等と連携し、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する。	20	⑥（福島大規模噴火時の大量軽石火山灰対策の推進） ・福島大規模噴火時の大量軽石火山灰対策の推進。 ・軽石火山灰対策については、噴火発生後には、市街地側にも大規模な軽石火山灰の降下があるおそれがあるため、予防、予防時、応急対策時及び復旧時における対策を講ずる。 ・火山灰が山地に堆積し、少ない雨で土石流や洪水が多発することを防ぐため、県等と連携し、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する。	1	1 地域防災計画火山災害対策編の更新し、強化 2 火山災害時の対応マニュアルの作成 3 県・県への要望書の提出	—
		21	⑦（噴火警戒レベルの運用等の避難体制強化） 福島火山災害対策については、噴火警戒レベルの運用やハザードマップの作成・配付など対応が図られているところであり、今後とも避難体制強化のための対応を進める必要がある。	⑦（噴火警戒レベルの運用等の避難体制強化） ・噴火警戒レベルの運用やハザードマップの作成・配付など対応が図られているところであり、今後とも避難体制強化のための対応を進める必要がある。	21	⑦（噴火警戒レベルの運用等の避難体制強化） ・噴火警戒レベルの運用やハザードマップの作成・配付など対応が図られているところであり、今後とも避難体制強化のための対応を進める必要がある。	1	1 地域防災計画火山災害対策編の更新し、強化 2 火山災害時の対応マニュアルの作成 3 県・県への要望書の提出	—
		22	⑧（地域防災力の向上と人材育成） 家庭、地域等により、同時多発的に広域で大規模な災害が発生する行政だけでは対応できない場合があり、自助と共助の連携を高めるため、地域防災力を向上させるためにも防災リーダー等の人材育成を推進する必要がある。	⑧（地域防災力の向上と人材育成） ・自助と共助の連携を高め、地域防災力を向上させるため、防災リーダー等の人材育成を推進する。	22	⑧（地域防災力の向上と人材育成） ・自助と共助の連携を高め、地域防災力を向上させるため、防災リーダー等の人材育成を推進する。	1	1 自主防災組織による防災活動の取組促進や、地区別防災研修等の開催	—
		23	⑨（遺体の収容、処理、埋葬） 大規模な災害が発生した場合、多数の死者が発生することが予想されることから、遺体の処理等を適切に行う必要がある。	⑨（遺体の収容、処理、埋葬） ・大規模な災害が発生した場合、多数の死者が発生することが予想されることから、遺体の処理等を適切に行う。	23	⑨（遺体の収容、処理、埋葬） ・大規模な災害が発生した場合、多数の死者が発生することが予想されることから、遺体の処理等を適切に行う。	2	1 搬送等の遺体処理を行う場所及び遺体収容所の事前選定 2 大規模災害発生時と連携した身元の判明しない遺体の埋蔵	—
		24	⑩（水道施設の耐震化） 災害時において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障をきたすおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。	⑩（水道施設の耐震化） ・水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する。	24	⑩（水道施設の耐震化） ・水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する。	1	1 水道管線の耐震化の推進 2 水道施設の耐震化の推進	・水道基幹幹線耐震化の進捗率（調査済み） 現状60.7% 目標63.5% ・水道施設耐震化耐震化の進捗率（調査済み） 現状55.2% 目標58.7%
		25	⑪（物資輸送ルートの確保） 災害発生時に避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋りょうなどの耐震性の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。	⑪（物資輸送ルートの確保） ・災害発生時に避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋りょうなどの耐震性の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。	25	⑪（物資輸送ルートの確保） ・災害発生時に避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋りょうなどの耐震性の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。	1	1 橋りょう及び道路ストックの長寿命化に向けた修繕の実施	・橋梁修繕（判定「B」）の進捗率 現状30% 目標90%
		26	⑫（災害時における道路等の整備）【再掲1-3-4】 災害時の緊急輸送を行うため、大規模噴火、国道220号等の緊急輸送道路の整備を確保する必要がある。	⑫（災害時における道路等の整備）【再掲1-3-4】 ・緊急輸送道路の整備を推進する。また、大規模噴火、国道220号等の緊急輸送道路の整備を確保する必要がある。	26	⑫（災害時における道路等の整備）【再掲1-3-4】 ・緊急輸送道路の整備を推進する。また、大規模噴火、国道220号等の緊急輸送道路の整備を確保する必要がある。	1	1 緊急輸送道路等の整備促進 【再掲1-3-4】	・東九州自動車道整備率（調査済み） 現状 94%（鹿屋中央～志布志間119.2キロ） 目標100% 【再掲1-3-4】
		27	⑬（備蓄物資の供給体制等の強化） 市備蓄物資や民間備蓄物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。	⑬（備蓄物資の供給体制等の強化） ・市備蓄物資や民間備蓄物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。	27	⑬（備蓄物資の供給体制等の強化） ・市備蓄物資や民間備蓄物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。	1	1 協定締結事業所との情報連携訓練の実施 2 災害時における長寿物資の供給協力協定の必要に応じた見直し	・災害時供給協定の締結数 現状 39件 目標 45件
28	⑭（医療用資材・医薬品等の備蓄） 大規模災害発生初期期には、医療救護用の医療用資材・医薬品等の流通確保が難しくなるおそれがあるため、大規模災害発生時の確保を図る必要がある。	⑭（医療用資材・医薬品等の備蓄） ・大規模災害発生初期期における、医療救護用の医療用資材・医薬品等の確保を図るため、医療用資材等の備蓄を行う。	28	⑭（医療用資材・医薬品等の備蓄） ・大規模災害発生初期期における、医療救護用の医療用資材・医薬品等の確保を図るため、医療用資材等の備蓄を行う。	1	1 医療救助活動時の必要医療用資材等の調査検討 2 医療用資材の備蓄	—		
29	⑮（応急給水体制の構築） 災害発生時には、水道の寸断により孤立地域が発生するおそれがあるため、既設施設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策を要する箇所についてハード対策を講ずる必要がある。	⑮（応急給水体制の構築） ・水道施設の被災時に、水の供給に支障をきたすことのないよう、被災した水道施設の迅速な復旧を図るとともに、必要に応じた応援給水や水道施設の復旧を推進する。	29	⑮（応急給水体制の構築） ・水道施設の被災時に、水の供給に支障をきたすことのないよう、被災した水道施設の迅速な復旧を図るとともに、必要に応じた応援給水や水道施設の復旧を推進する。	2	1 応急給水体制の訓練実施 2 日本水道協会主催の合同訓練への参加	—		
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	24	⑩（水道施設の耐震化） 災害時において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障をきたすおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。	⑩（水道施設の耐震化） ・水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する。	24	⑩（水道施設の耐震化） ・水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する。	1	1 水道管線の耐震化の推進 2 水道施設の耐震化の推進	・水道基幹幹線耐震化の進捗率（調査済み） 現状60.7% 目標63.5% ・水道施設耐震化耐震化の進捗率（調査済み） 現状55.2% 目標58.7%
		25	⑪（物資輸送ルートの確保） 災害発生時に避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋りょうなどの耐震性の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。	⑪（物資輸送ルートの確保） ・災害発生時に避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋りょうなどの耐震性の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。	25	⑪（物資輸送ルートの確保） ・災害発生時に避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋りょうなどの耐震性の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。	1	1 橋りょう及び道路ストックの長寿命化に向けた修繕の実施	・橋梁修繕（判定「B」）の進捗率 現状30% 目標90%
		26	⑫（災害時における道路等の整備）【再掲1-3-4】 災害時の緊急輸送を行うため、大規模噴火、国道220号等の緊急輸送道路の整備を確保する必要がある。	⑫（災害時における道路等の整備）【再掲1-3-4】 ・緊急輸送道路の整備を推進する。また、大規模噴火、国道220号等の緊急輸送道路の整備を確保する必要がある。	26	⑫（災害時における道路等の整備）【再掲1-3-4】 ・緊急輸送道路の整備を推進する。また、大規模噴火、国道220号等の緊急輸送道路の整備を確保する必要がある。	1	1 緊急輸送道路等の整備促進 【再掲1-3-4】	・東九州自動車道整備率（調査済み） 現状 94%（鹿屋中央～志布志間119.2キロ） 目標100% 【再掲1-3-4】
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	31	①（孤立集落対策の推進） 災害発生時には、水道の寸断により孤立地域が発生するおそれがあるため、既設施設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策を要する箇所についてハード対策を講ずる必要がある。	①（孤立集落対策の推進） ・水道施設の被災時に、水の供給に支障をきたすことのないよう、被災した水道施設の迅速な復旧を図るとともに、必要に応じた応援給水や水道施設の復旧を推進する。	31	①（孤立集落対策の推進） ・水道施設の被災時に、水の供給に支障をきたすことのないよう、被災した水道施設の迅速な復旧を図るとともに、必要に応じた応援給水や水道施設の復旧を推進する。	1	1 遠達橋、林道橋の点検・診断の促進 2 橋りょう及び道路ストックの長寿命化に向けた修繕の実施	・橋梁の1回目点検結果に基づく着手率 【判定「B」43橋】 現状 65% 目標100%（B5）
		32	②（物資輸送ルートの確保）【再掲2-1-2】 災害発生時に避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋りょうなどの耐震性の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。	②（物資輸送ルートの確保）【再掲2-1-2】 ・災害発生時に避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋りょうなどの耐震性の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。	32	②（物資輸送ルートの確保）【再掲2-1-2】 ・災害発生時に避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋りょうなどの耐震性の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。	1	1 橋りょう及び道路ストックの長寿命化に向けた修繕の実施 【再掲2-1-2】	・橋梁修繕（判定「B」）の進捗率 現状30% 目標90%
		33	③（防災情報の提供）【再掲1-4-2】 災害発生時には、特に孤立集落に消防が不入る火災、救助、救急事象が多発する可能性があるため、消防力が劣勢になることが想定されるため、活動人員の確保を図り、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。	③（防災情報の提供）【再掲1-4-2】 ・孤立集落等に発生した火災、救助、救急事象が多発する可能性があるため、消防力が劣勢になることが想定されるため、活動人員の確保を図り、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。	33	③（防災情報の提供）【再掲1-4-2】 ・孤立集落等に発生した火災、救助、救急事象が多発する可能性があるため、消防力が劣勢になることが想定されるため、活動人員の確保を図り、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。	1	1 防災マップの作成・配付 2 市ホームページ等による防災情報の発信 【再掲1-4-2】	防災マップの作成・配付 現状 作成済 目標 更新 【再掲1-4-2】 出前講座等の実施 現状 19回 目標 50回 【再掲1-4-2】
2	救助、救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の確保、避難生活環境を確保に確保する	34	①（消防の体制等強化） 大規模災害発生時には、特に孤立集落に消防が不入る火災、救助、救急事象が多発する可能性があるため、消防力が劣勢になることが想定されるため、活動人員の確保を図り、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。	①（消防の体制等強化） ・大規模災害発生時には、特に孤立集落に消防が不入る火災、救助、救急事象が多発する可能性があるため、消防力が劣勢になることが想定されるため、活動人員の確保を図り、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。	34	①（消防の体制等強化） ・大規模災害発生時には、特に孤立集落に消防が不入る火災、救助、救急事象が多発する可能性があるため、消防力が劣勢になることが想定されるため、活動人員の確保を図り、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。	1	1 消防団員の充実、強化 2 大規模災害発生時と連携した地区別消防研修会や出前講座の実施	・消防団員の充足率 現状92.32% 目標100%
		35	②（情報通信機能の耐災害性の強化） 情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。	②（情報通信機能の耐災害性の強化） ・情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。	35	②（情報通信機能の耐災害性の強化） ・情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。	1	1 移動無線系設備や衛星携帯電話等、多様な通信手段の整備	・通信回線の複数化 現状 3 種類 目標 4 種類
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足	34	①（消防の体制等強化） 大規模災害発生時には、特に孤立集落に消防が不入る火災、救助、救急事象が多発する可能性があるため、消防力が劣勢になることが想定されるため、活動人員の確保を図り、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。	①（消防の体制等強化） ・大規模災害発生時には、特に孤立集落に消防が不入る火災、救助、救急事象が多発する可能性があるため、消防力が劣勢になることが想定されるため、活動人員の確保を図り、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。	34	①（消防の体制等強化） ・大規模災害発生時には、特に孤立集落に消防が不入る火災、救助、救急事象が多発する可能性があるため、消防力が劣勢になることが想定されるため、活動人員の確保を図り、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。	1	1 消防団員の充実、強化 2 大規模災害発生時と連携した地区別消防研修会や出前講座の実施	・消防団員の充足率 現状92.32% 目標100%
		35	②（情報通信機能の耐災害性の強化） 情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。	②（情報通信機能の耐災害性の強化） ・情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。	35	②（情報通信機能の耐災害性の強化） ・情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。	1	1 移動無線系設備や衛星携帯電話等、多様な通信手段の整備	・通信回線の複数化 現状 3 種類 目標 4 種類

2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災・支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の障害	36	③(防災拠点の整備) (再掲1-3-6) 防災拠点施設を整備し、大規模災害時における自衛隊、消防、警察の隊方支援基地、避難所、救護物資や防災用品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。	③(防災拠点の整備) (再掲1-3-6) 防災拠点施設を整備し、大規模災害時における自衛隊、消防、警察の隊方支援基地、避難所、救護物資や防災用品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。	1 防災拠点施設の整備 (再掲1-3-6)	—		
		37	①(医療救護活動の体制整備) 医療機関においては、大規模災害時には、救護等で活動する医療従事者の確保が必要となるため、市医師会や他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備に努める必要がある。	①(医療救護活動の体制整備) 医療機関においては、大規模災害時の患者の確保を図るため、市医師会や他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備に努める。	1 市医師会及び医療機関との連携強化	—		
		38	②(ドクターヘリの運航体制の強化) 救急医療体制を充実・強化するため、災害時の緊急対応においても安定した運用ができるよう、県が運航するドクターヘリについて、県及び関係機関との連携を強化する必要がある。	②(ドクターヘリの運航体制の強化) ドクターヘリの運航体制を強化し、大規模災害時における自衛隊、消防、警察の隊方支援基地、避難所、救護物資や防災用品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。	1 必要に応じた運航等に関する要望活動	—		
		39	③(災害時における道路等の整備) (再掲1-3-4) 災害時の緊急輸送を円滑に行うため、東九州自動車道をはじめ、大規模災害、震災20年等の緊急輸送道路の整備を確保する必要がある。	③(災害時における道路等の整備) (再掲1-3-4) 災害時の緊急輸送を確保するため、東九州自動車道をはじめ、大規模災害、震災20年等の緊急輸送道路の整備を推進する。	1 緊急輸送道路等の整備促進 (再掲1-3-4)	・東九州自動車道路整備率 (県内) 現状 94% (目標率 1-志布志間約91.2%) 目標100% (再掲1-3-4)		
2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	40	④(防災拠点の整備) (再掲1-3-6) 防災拠点施設を整備し、大規模災害時における自衛隊、消防、警察の隊方支援基地、避難所、救護物資や防災用品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。	④(防災拠点の整備) (再掲1-3-6) 防災拠点施設を整備し、大規模災害時における自衛隊、消防、警察の隊方支援基地、避難所、救護物資や防災用品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。	1 防災拠点施設の整備 (再掲1-3-6)	—		
		41	③(感染症の発生・まん延防止) 洪水被害による感染症の発生予防・まん延防止のため、洪水被害を受けた住居等の消毒、害虫駆除等が適切に実施されるよう、関係機関や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連携体制の確保に努める必要がある。	③(感染症の発生・まん延防止) 洪水被害を受けた住居等の消毒、害虫駆除等が適切に実施されるよう、関係機関や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連携体制の確保に努める。	1 消毒及び害虫駆除の実施 2 関係機関及び関係団体との連携	—		
		42	②(下水道施設の耐震化、下水道BOPの作成) 大規模地震等が発生した場合、下水道施設が被災し、長期にわたる機能停止や疫病・感染症の発生が想定されるため、下水道施設の耐震化を推進するとともに、公共下水道事業業務継続計画(下水道BOP)を作成し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。	②(下水道施設の耐震化、下水道BOPの作成) 下水道施設の耐震化を推進し、下水道施設の耐震化を推進するとともに、公共下水道事業業務継続計画(下水道BOP)を作成し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する。	1 下水道総合対策事業の推進 2 下水道BOPの継続的な見直し及び災害訓練の充実	・下水道施設耐震化の進捗率 ※重要な路線 2.0 県道直轄路線 ・河川排水管路 ・緊急輸送管路 等 現状 66.28 % 目標 66.32 % (R04)		
		43	①(避難所生活での感染症の流行等やエノミクス感染症等の疾患への対策の推進) 避難所生活での感染症の流行や特異な感染症(いわゆるエノミクス感染症)の発生が懸念されるため、関係機関と連携して予防活動を継続的に実施する必要がある。	①(避難所生活での感染症の流行等やエノミクス感染症等の疾患への対策の推進) 避難所生活での感染症の流行や特異な感染症(いわゆるエノミクス感染症)の発生が懸念されるため、関係機関と連携して予防活動を継続的に実施する。	1 継続した避難者の健康状態のチェックと、手洗い、うがい、マスク着用の推奨 2 エノミクス感染症の発生防止 3 の健康状態を監視し、支援者への早期介入と継続的な介入	—		
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市内行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	44	②(災害時保健活動及びDHEAT受援体制の整備) 被災地や避難所において、被災直後から、被災者の健康状態の把握や緊急対応を行うため、関係機関や関係団体との連携や連携体制の確保に努める必要がある。	②(災害時保健活動及びDHEAT受援体制の整備) 被災直後からメンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できるように、関係機関や関係団体との連携や連携体制の確保に努める。	1 災害時保健活動に係る体制マニュアル等の整備	—
				45	①(公共施設等の耐震化) (再掲1-1-2) 災害後の活動拠点となる公共施設を確保するため、避難や救済活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。	①(公共施設等の耐震化) (再掲1-1-2) 公共施設等の耐震化を推進し、避難や救済活動等への障害が発生することを防ぐため、公共施設等の耐震化を推進する。	1 公共施設等の耐震化 2 学校のブロック塀の除去又は改修及び校舎の防災機能強化等 (再掲1-1-2)	—
				46	②(電力供給途絶時の電力確保) 電力供給途絶等の非常時に、避難住民の受け入れを行う避難所における生活必需品等が必要不可欠な設備の確保、携帯電話などの通信機器等のための電力や充電器等の確保を確保する必要があるため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムの導入が必要である。	②(電力供給途絶時の電力確保) 電力供給途絶等の非常時のために、非常用発電機やその燃料を確保するとともに、太陽光発電システムの導入を推進する。	1 非常用発電機、電源設備の維持管理 2 備品等(太陽光発電システムやカセットボンベ非常用発電機など)の活用による電力確保 3 連続運転時間及び機能の拡大に向けた検討 4 公共施設への太陽光発電システムの導入推進	—
				47	③(BOPの見直し等) 業務継続体制を強化するため、市の業務継続計画(BOP)の見直し及び実効性向上を図る必要がある。	③(BOPの見直し等) 業務継続体制を強化するため、市の業務継続計画(BOP)の見直し及び実効性向上を図る。	1 業務継続計画に基づく訓練の実施 2 業務継続計画の継続的な見直し 3 災害訓練時におけるBOP実効性の確認	—
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの確保・機能停止	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの確保・機能停止	48	④(市域及び基幹ネットワークの機能等の冗長化等) 市役所LAN及び基幹ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等を実施する必要がある。	④(市域及び基幹ネットワークの機能等の冗長化等) 市役所LAN及び基幹ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止を防止するため、機器・通信回線の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等を実施する。	1 機器・通信回線の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等の実施 2 市役所LANネットワークの再整備	・遠隔地バックアップまでの距離 現状 約200km 目標 約500km以上
				49	③(情報通信機能の耐災害性の強化等) 電力供給途絶等により、情報通信が中断・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ迅速に伝えることができるよう、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。	③(情報通信機能の耐災害性の強化等) 情報通信の中断・長期停止にも、防災情報等を市民へ情報伝達できるように、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。	1 非常用発電機、電源設備の維持管理 2 備品等(太陽光発電システムやカセットボンベ非常用発電機など)の活用による電力確保 3 連続運転時間及び機能の拡大に向けた検討 4 衛星携帯電話及び無線機の配備・運用 5 ホームページの文字情報ページの災害モードへの切り替え	—
				50	①(情報伝達手段の多様化等) 全県防災システム(シラート)の自動起動装置の活用、防災行政無線や消防無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化に努めていることであり、その効果を高める必要がある。	①(情報伝達手段の多様化等) 災害発生時において、県内(シラート)や防災行政無線など、情報伝達手段の多様化・確実化をさらに進める。	1 SNSの活用など、新たな情報伝達手段の導入検討	—
				51	②(連絡情報の発信) 災害発生時は、情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の犠牲者が発生するおそれがあるため、通行規制情報や緊急情報を関係機関に伝える。	②(連絡情報の発信) 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で発生する人的被害を防ぐため、関係機関との連携を図る。	1 関係機関との連携	—
4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事象	4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事象	52	③(市の人員確保・体制整備) 情報収集、提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集、提供に必要な人員・体制を整備する必要がある。	③(市の人員確保・体制整備) 情報収集、提供手段の整備の進展に伴い、それらにより得られた情報の効果的な活用をより一層充実させるため、必要な人員確保・体制整備を行う。	1 各種タイムラインの継続的な見直し 2 災害時体制の整備	—
				53	④(災害発生時の情報発信) 災害発生時には、県内(シラート)に正しい情報を発信するため、状況に応じた発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。	④(災害発生時の情報発信) 災害発生時には、県内(シラート)に正しい情報を発信するため、状況に応じた発信すべき情報、情報発信経路のシミュレーションなどの訓練を繰り返し行う。	1 災害対策本部設置訓練等における情報伝達訓練の実施	—
				54	⑤(住民への災害情報提供) 住民への災害情報提供にあたり、市と町内会や自主防災組織などが連携して、情報の収集・伝達をより一層充実させるため、必要に応じて、市内に滞在している観光客に対して正確な情報提供をできるだけ迅速に行う必要がある。	⑤(住民への災害情報提供) 住民への災害情報提供にあたり、市と町内会や自主防災組織などが連携して、情報の収集・伝達をより一層充実させるため、必要に応じて、市内に滞在している観光客に対して正確な情報提供を迅速に行う。	1 防災行政無線、市ホームページ等の運用 2 災害情報の共有 3 観光客への情報伝達訓練の実施	・自主防災組織のカバー率 現状 100% 目標 100%

5	経済活動を機能不全に陥せない	5-1	経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下	55	⑥(防災拠点の整備)【再掲1-3-6】 防災拠点施設を整備し、大規模災害時における自衛隊・消防・警察の隊舎・訓練場、避難所、救護物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。	⑥(防災拠点の整備)【再掲1-3-6】 防災拠点施設を整備し、大規模災害時における自衛隊・消防・警察の隊舎・訓練場、避難所、救護物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。	1防災拠点施設の整備 【再掲1-3-6】	—
				56	①(物資輸送ルートの確保)【再掲2-1-2】 災害発生時に避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋りょうなどの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。	①(物資輸送ルートの確保)【再掲2-1-2】 ・主要な路線については、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋りょうなどの耐震性を推進する。 ・既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。	1橋りょう及び道路ストックの長寿命化に向けた修繕の実施 【再掲2-1-2】	・橋梁の1回目点検結果に基づく着手率 (判定「B」)43橋 現状65% 目標100%(R5)
				57	②(企業におけるBCP策定等の支援情報の周知等) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定や、本市の範囲においても事業を継続するための事業継続マネジメント(BCM)の構築について、本市の企業との取組を促すため、支援情報を周知する必要がある。	②(企業におけるBCP策定等の支援情報の周知等) ・本市の企業へ、事業継続計画(BCP)の策定や、事業継続マネジメント(BCM)の構築に向けた支援情報の周知・広報を促す。	1中小企業におけるBCP策定支援情報等の周知・広報	—
				58	③(危険物施設等の安全対策等の強化) 危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、緊急時における応急措置等の優先順位を定めるなど、地震、津波対策の強化を進める必要がある。	③(危険物施設等の安全対策等の強化) ・危険物施設における、大量の危険性物質の流出を防ぐため、緊急時における応急措置の見直しなど、地震、津波対策の強化を図る。	1大規模工業地区消防組合との連携及び消防組合における資機材の充実・強化	—
				59	②(危険物施設等の災害に備えた消防力の強化) 危険物施設内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との連携、消防体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める必要がある。	②(危険物施設等の災害に備えた消防力の強化) ・危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備えるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との連携、消防体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める。	1特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との連携を促した消防訓練の実施 2消防訓練の整備など消防資機材等の充実強化 3大規模工業地区消防組合との連携及び消防組合における資機材の充実・強化	—
				60	①(物資輸送ルートの確保)【再掲2-1-2】 災害発生時に避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋りょうなどの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。	①(物資輸送ルートの確保)【再掲2-1-2】 ・主要な路線については、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋りょうなどの耐震性を推進する。 ・既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。	1橋りょう及び道路ストックの長寿命化に向けた修繕の実施 【再掲2-1-2】	・橋梁の1回目点検結果に基づく着手率 (判定「B」)43橋 現状65% 目標100%(R5)
				61	②(災害時における道路等の整備)【再掲1-3-4】 災害時の緊急輸送に活用するため、大規模幹線道路をはじめ、大規模幹線、国道220号等の緊急輸送道路の整備を推進する必要がある。	②(災害時における道路等の整備)【再掲1-3-4】 ・災害時の緊急輸送を促進するため、大規模幹線道路をはじめ、大規模幹線、国道220号等の緊急輸送道路の整備を推進する。	1緊急輸送道路等の整備促進 【再掲1-3-4】	・東九州自動車道路整備車(県内) 現状94%(盛唐車庫～志布志間残り19.2キロ) 目標100% 【再掲1-3-5】
				62	①(備蓄物資の供給体制等の強化)【再掲2-1-4】 市備蓄物資や流通備蓄物資の搬入・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整を進める必要がある。	①(備蓄物資の供給体制等の強化)【再掲2-1-4】 ・市備蓄物資や流通備蓄物資の搬入・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整を進める。	1協定締結事業所との情報伝達訓練の実施 2災害時における食糧等物資の供給協定協定の必要に応じた見直し 【再掲2-1-4】	・災害時対応協定の締結数 【再掲2-1-4】 現状39件 目標45件
				63	②(緊急物資の輸送体制の構築) 大規模自然災害等の発生した場合に緊急に必要となる食料、飲料水、医薬品などの輸送を行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理、運送や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る必要がある。	②(緊急物資の輸送体制の構築) ・緊急時の食料、飲料水、医薬品などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を図るとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る。	1各種団体との協定や連携の強化 2緊急物資輸送・集積拠点管理運営マニュアルの作成	—
				64	③(防災拠点の整備)【再掲1-3-6】 防災拠点施設を整備し、大規模災害時における自衛隊・消防・警察の隊舎・訓練場、避難所、救護物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。	③(防災拠点の整備)【再掲1-3-6】 防災拠点施設を整備し、大規模災害時における自衛隊・消防・警察の隊舎・訓練場、避難所、救護物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。	1防災拠点施設の整備 【再掲1-3-6】	—

6	ライフライン(電気、ガス、上下水道等)の長期にわたる機能の停止	5-5	異常洪水による用水供給途絶に伴う、生産活動への大きな影響	65	①(水道施設の耐震化)【再掲2-1-1】 災害時において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な供給に支障をきたすおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。	①(水道施設の耐震化)【再掲2-1-1】 ・水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する。	1水道管網の耐震化の推進 2水道施設の耐震化の推進 【再掲2-1-1】	・水道基幹幹線管網の耐震化の進捗率(耐震適合率) 【再掲2-1-1】 現状60.7% 目標83.5% ・水道施設配水池耐震化の進捗率(耐震化率) 【再掲2-1-1】 現状55.2% 目標56.7%
				66	①(電力供給途絶時の電力確保)【再掲3-1-2】 電力供給途絶時の非常時に、避難生活の入り行う避難所における住民生活等に必要不可欠な照明、携帯電話などの通信機器等のための電力や防災拠点での災害応急対応の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要があるため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムの導入が必要である。	①(電力供給途絶時の電力確保)【再掲3-1-2】 ・長期にわたる電気の供給停止にも、非常用発電機やその燃料を確保するとともに、太陽光発電システムの導入を推進する。	1非常用発電機・電源設備の維持管理 2非常用太陽光発電システムやセットボンベ式非常用発電機などの活用による電力確保 3継続時間及び機能の拡大に向けた検討 4公共施設への太陽光発電システムの導入推進 【再掲3-1-2】	—
				67	②(再生可能エネルギー等の導入促進) 長期にわたる電気の供給停止にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池等の導入を促進する施策の実施が必要である。	②(再生可能エネルギー等の導入促進) ・長期にわたる電気の供給停止にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池等の導入を促進する。	1太陽光発電システムや蓄電池の普及 2非常用自家発電設備の導入支援	—
				68	③(水道施設の耐震化)【再掲2-1-1】 災害時において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な供給に支障をきたすおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。	③(水道施設の耐震化)【再掲2-1-1】 ・水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する。	1水道管網の耐震化の推進 2水道施設の耐震化の推進 【再掲2-1-1】	・水道基幹幹線管網の耐震化の進捗率(耐震適合率) 【再掲2-1-1】 現状60.7% 目標83.5% ・水道施設配水池耐震化の進捗率(耐震化率) 【再掲2-1-1】 現状55.2% 目標56.7%
				69	④(下水道施設の耐震化、下水道BOPの作成)【再掲2-5-2】 大規模地震等が発生した場合、下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止や疾病・感染症等の発生が想定されるため、下水道施設の耐震化を推進するとともに、公共下水道事業業務継続計画(下水道BOP)を作成し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。	④(下水道施設の耐震化、下水道BOPの作成)【再掲2-5-2】 ・下水道施設の被災に備え、下水道施設の耐震化を推進するとともに、公共下水道事業業務継続計画(下水道BOP)を作成し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する。	1下水道総合対策事業の推進 2下水道施設の継続的な見直しや災害訓練の充実 【再掲2-5-2】	・下水道施設耐震化の進捗率 【再掲2-6-2】 ※重要な路線 ・川河橋断水路 ・河川橋断水路 ・緊急輸送水路 等 現状66.28% 目標66.32%
				70	⑤(農業集排水施設等の老朽化対策の推進) 大規模地震等が発生した場合、農業集排水施設が被災し、長期間にわたる機能停止する恐れがある。このため、農業集排水施設の状態を把握し、老朽化対策を進め、施設の安全性を高める必要がある。	⑤(農業集排水施設等の老朽化対策の推進) ・大規模地震等が発生した場合、農業集排水施設が被災し、長期間にわたる機能停止する恐れがある。このため、農業集排水施設の状態を把握し、老朽化対策を進め、施設の安全性を高める。	1下水道BOPの継続的な見直しや災害訓練の充実	・農業集排水施設等の老朽化に対する機能診断 現状100% 目標100% (平成29年度)
				71	⑥(浄化槽台枠システムの整備等) 大規模地震等が発生した場合、浄化槽が被災し、長期間にわたる機能停止する恐れがある。このため、老朽化した浄化槽台枠から災害に強い浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の把握等に利用する浄化槽台枠システムの整備及び内容充実を図る必要がある。	⑥(浄化槽台枠システムの整備等) ・大規模地震等が発生した場合、浄化槽が被災し、長期間にわたる機能停止する恐れがある。このため、老朽化した浄化槽台枠から災害に強い浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の把握等に利用する浄化槽台枠システムの整備及び内容充実を図る。	1浄化槽に関する情報と連携した、市の管理に必要な台枠を作成、保管	—

6-2	交通インフラの長期閉鎖にわたる機能停止	72	①(し原処理施設の防災対策の強化) 大規模地震等が発生した場合、し原処理施設の被災により施設が使用不能となり、し原処理に支障をきたすことが想定されるため、県及び県内市町村間の災害時相互支援協定を締結していることであるが、災害時における施設の代替性確保及び管理主体の連携、管理体制のさらなる強化等に努める必要がある。	①(し原処理施設の防災対策の強化) し原処理施設の被災に伴い、し原処理に支障をきたすことのないよう、災害時における施設の代替性確保及び管理主体の連携、管理体制のさらなる強化等を定める。	1 災害等し原処理施設が破壊した場合の相互支援	—
		73	②(家畜し原処理施設の防災対策の強化) 大規模地震等が発生した場合、家畜し原処理施設及び設備の被災により施設等が使用不能となり、し原処理に支障をきたすことが想定されるため、災害時における施設の代替性確保及び管理主体の連携、管理体制のさらなる強化等に努める必要がある。	②(家畜し原処理施設の防災対策の強化) 家畜し原処理施設及び設備の被災に伴い、し原処理に支障をきたすことのないよう、災害時における施設等の代替性確保及び管理主体の連携、管理体制のさらなる強化等を定める。	1 停電及び災害等により被災した場合に備え、緊急食入、緊急復旧に係る体制の構築(発電機・電力会社との復旧後先戻りの整理)	—
6-2	交通インフラの長期閉鎖にわたる機能停止	74	③(災害時における道路等の整備)(再掲1-3-④) 災害時の緊急輸送を円滑に行うため、九州自動車道をはじめ、大隅縦貫道、国道20号等の緊急輸送道路の整備を確保する必要がある。	③(災害時における道路等の整備)(再掲1-3-④) 災害時の緊急輸送を確保するため、九州自動車道をはじめ、大隅縦貫道、国道20号等の緊急輸送道路の整備を促進する。	1 緊急輸送道路等の整備促進 (再掲1-3-④)	・九州自動車道路整備率(県内)現状 94%(総量県長一志目標100%再掲1-3-④)
		75	④(道路等関係の取組)(再掲1-3-⑤) 大規模地震等が発生した場合、電柱や家屋等の倒壊により道路交通が滞り、避難・復旧が妨げられることとなるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図る。	④(道路等関係の取組)(再掲1-3-⑤) 電柱や家屋等の倒壊に伴い道路交通が滞り、避難時の障害となること防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図る。	1 関係機関との連携 (再掲1-3-⑤)	—
7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	76	①(消火・救助活動能力の強化) 大規模自然災害時には、特に被災直後に消火力を上回る火災、救助、救急事業が同時発生する可能性があり、消火力が劣勢になることが想定されるため、消火力(施設・消防水利)の強化を図る必要がある。	①(消火・救助活動能力の強化) 火災、救助、救急事業が同時発生時に、消火力が劣勢になること防ぐため、消火力(施設・消防水利)の強化を図る。	1 消防団の施設、装備資機材等の充実強化 2 消防水利の充実強化 3 大隅縦貫地区消防組合との連携及び消防組合における資機材の充実・強化	—
		77	②(公共空間におけるオープンスペースの確保)(再掲1-2-②) 大規模地震等が発生した場合、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災に必要な資機材の備蓄又は整備が必要である。	②(公共空間におけるオープンスペースの確保)(再掲1-2-②) 公共空間におけるオープンスペースを確保し、災害に強いづくりを推進する。	1 幹線道路の整備促進 2 消防団の整備(など)消防資機材等の充実強化 3 防災機能を有する都市公園等確保 (再掲1-2-②)	—
		78	③(建物の収容、処理、埋蔵)(再掲1-5-⑧) 大規模な災害が発生した場合、多数の死者が発生することが予想されることから、建物の処理等を適切に行う必要がある。	③(建物の収容、処理、埋蔵)(再掲1-5-⑧) 大規模な災害が発生した場合、多数の死者が発生することが予想されることから、建物の処理等を適切に行う。	1 搬送等の適切な処理を行う場所及び適切な処理の事前の選定 2 大隅縦貫地区消防組合と連携しし身元の判明しない遗体等の埋葬	—
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	79	①(危険物施設等の安全対策等の強化)(再掲5-2-①) 危険物施設において、大規模地震等による火災等の危険物の流出が想定されるため、緊急時における対応措置等の優先順位を定めるなど、地震、津波対策の強化を図る必要がある。	①(危険物施設等の安全対策等の強化)(再掲5-2-①) 危険物施設において、大規模地震等による火災等の危険物の流出を防ぐため、緊急時における対応措置の見直しなど、地震、津波対策の強化を図る。	1 大隅縦貫地区消防組合との連携及び消防組合における資機材の充実・強化(再掲5-2-①)	—
		80	②(危険物施設等の災害に備えた消防力の強化)(再掲5-2-②) 危険物施設内で発生する災害、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災に必要な資機材の備蓄又は整備が必要である。	②(危険物施設等の災害に備えた消防力の強化)(再掲5-2-②) 危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備えるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災に必要な資機材の整備を進める。	1 特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との連携を促した消防訓練の実施 2 消防団の整備(など)消防資機材等の充実強化 3 大隅縦貫地区消防組合との連携及び消防組合における資機材の充実・強化(再掲5-2-②)	—
7-3	沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通渋滞	81	③(沿道建物の耐震化)(再掲1-1-④) 大規模地震が発生した場合、沿道建物の倒壊の恐れにより、道路の閉塞が想定されるため、沿道建物の耐震化を促進する必要がある。	③(沿道建物の耐震化)(再掲1-1-④) 沿道建物の倒壊の恐れによる避難や応急対応への障害が発生すること防ぐため、沿道建物の耐震化を促進する。	1 通行障害既成耐震不適格建築物の耐震化の促進 (再掲1-1-④)	—
7-4	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次被害の発生	82	①(ダム・ため池の補強対策等の促進) ダム、ため池の損壊・機能不全による二次災害が発生した場合、下流域の住民等の生命・財産に被害が生ずることが想定されるため、各施設の機能の維持のため、中長期的維持管理方針を定めた長期計画に基づき、より効果的・効率的なダムの維持管理及び取組の促進を行う必要がある。 また、高層ダム及び各ため池は築設50年以上が経過し、老朽化が進んでおり、大規模地震が発生した場合、堤防の決壊等により下流域に洪水の被害が及ぶことが想定されるため、点検診断を実施し、補強が必要な施設については対策を実施するとともに、災害が起きた場合に備えて避難誘導等を行うなど、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要がある。	①(ダム・ため池の補強対策等の促進) ダム及びため池の機能維持のため、効果的・効率的なダムの維持管理及び取組の促進を図る。 ・高層ダム及びため池における、堤防の決壊等に伴う下流域への洪水被害を軽減するため、点検診断を実施し、補強が必要な施設については対策を実施するとともに、避難誘導等を行うなど、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する。	1 ダム及びため池の点検や関連施設の老朽化対策の推進	—
		83	②(危険物施設等の災害に備えた消防力の強化)(再掲5-2-②) 危険物施設内で発生する災害、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災に必要な資機材の備蓄又は整備が必要である。	②(危険物施設等の災害に備えた消防力の強化)(再掲5-2-②) 危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備えるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災に必要な資機材の整備を進める。	1 特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との連携を促した消防訓練の実施 2 消防団の整備(など)消防資機材等の充実強化 3 大隅縦貫地区消防組合との連携及び消防組合における資機材の充実・強化(再掲5-2-②)	—
7-5	有害物質の大規模拡散・流出による市民の健康	84	③(有害物質の流出対策等の推進) 大規模地震等の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による人体及び環境への悪影響を防止するため、国等と連携して対応する必要がある。	③(有害物質の流出対策等の推進) 大規模地震等の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による人体及び環境への悪影響を防止するため、国等と連携して対応する。	1 マニュアルの作成 2 有害物質の分析	—
		85	④(農地・森林の被害防止対策の推進) 豪雨が発生した場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の侵食や下流域の人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定されるため、災害発生時に発生する農地の復元対策や土砂崩壊防止対策等を推進する必要がある。	④(農地・森林の被害防止対策の推進) 農地による農地の侵食や下流域の人家等への土砂流入等の被害を抑えるため、災害発生時に発生する農地の復元対策や土砂崩壊防止対策等を推進する。	1 豪雨に対する農薬用排水施設整備の推進	—
7-6	農地・森林等の被害による市民の健康	86	⑤(適切な森林整備) 適切な実施が行われていない森林や、伐採したまま残存等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障をきたすおそれがあるため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。	⑤(適切な森林整備) 農地による森林被害を防ぐため、市有林及び私有林の適切な森林整備を推進する。	1 市有林の主任、再造林、間伐及び下りへの実施 2 私有林の再造林、間伐及び下りへの支援	市有林の主任・継数(再造林)現状: 2,00ha 目標: 6,00ha 私有林の再造林、間伐及び下り現状: 121ha 目標: 180ha
		87	⑥(山事事業の促進)(再掲1-5-③) 豪雨や集中豪雨等により、耕作放棄地や山地災害の発生が懸念されるため、山地災害の恐れのある「山地災害危険地区」について、山事事業や森林の整備を推進する必要がある。	⑥(山事事業の促進)(再掲1-5-③) 農地による森林被害を防ぐため、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため、農地の復元対策や、補償による個体数の増大、ソフト・ハード両面における総合的な対策を推進する。	1 山事事業の必要性の検討及び関係の実施 (再掲1-5-③)	—
7-7	噴射中に懸られた防塵等の飛散等による被害の発生	88	⑦(鳥獣被害防止対策の推進) 鳥獣による農作物被害により、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため、農地の復元対策や、補償による個体数の増大、ソフト・ハード両面における総合的な対策を推進する必要がある。	⑦(鳥獣被害防止対策の推進) 鳥獣による農作物被害を防ぐため、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため、農地の復元対策や、補償による個体数の増大、ソフト・ハード両面における総合的な対策を推進する。	1 鳥獣被害防止に関する研修会等の実施 2 鳥獣被害の発生防止の推進 3 鳥獣被害の撲滅活動支援や捕獲事業者の確保	・鳥獣による農作物被害現状: 8,607千円 目標: 3,441千円
		89	⑧(防災等対策事業の促進) 噴射中に懸られた防塵等は地下水、雨水の流入、風化等により噴霧、飛散の恐れがある。噴霧等が発生した場合、上部にある公共施設、住宅等が被害を受けるおそれがあるため、噴霧等を未然に防ぐための防災対策等を行う必要がある。	⑧(防災等対策事業の促進) 噴霧等が噴霧で、公共施設、建築物に対する危険度が増し、放置し難い状況となっている防災等の防災対策を行う。	1 地下道の防災処理	—

8	社会・経済が迅速かつ復元できる条件を整理する	大量に発生する災害廃棄物の処理の滞りにより復興が大幅に遅れる事態	90	①(災害廃棄物処理計画の推進) 建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を迅速かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発生直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を継続的に見直し、処理の実効性向上に努める必要がある。	①(災害廃棄物処理計画の推進) ・災害廃棄物の処理を迅速かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発生直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を継続的に見直し、処理の実効性向上に努める。	1災害廃棄物処理計画の策定	・災害廃棄物処理計画策定状況 現状 未策定 目標 策定済
			91	②(ストックヤードの確保) 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する必要がある。	②(ストックヤードの確保) ・建物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物の発生に対応するため、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する。	1災害廃棄物処理計画に基づく仮置場候補地の継続的な見直し	—
			92	③(災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上) 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、関係事業者等と連携し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む必要がある。	③(災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上) ・建物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物の発生に対応するため、災害廃棄物処理等の協力について、関係事業者と連携し、協力体制の実効性向上に取り組む。	1関係事業者等との協力体制の実効性向上	—
	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたゼロシフトの認知等により復興できなくなる事態	93	①(道路啓蒙等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成) 行政機関と建設関係団体との災害協定の締結の進捗が認められているが、道路啓蒙等の復旧・復興を担う人材等の育成の観点に基づく種別的な取組は行われていない。 また、地震、津波、土砂災害等の災害時に道路啓蒙等を担う建設業においては若年職員の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。	①(道路啓蒙等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成) ・道路啓蒙等の担い手不足を解消するため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。	1建設工事における選抜2日試行工事の実施	—	
		94	③(地籍調査の推進) 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地所有を明確にしておくことが重要となるため、調査等のさらなる推進を図る必要がある。	③(地籍調査の推進) ・円滑な復旧・復興を確保するため、地籍調査等のさらなる推進を図る。	1地籍調査の推進	・地籍調査進捗率 現状 72.18% 目標 81.28%	
	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	95	②(液状化危険度の高い地域への住民周知等) 災害が発生した場合、液状化現象が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、液状化危険度の高い地域に住む住民へ、県の被害予測調査に基づき指定された液状化危険度の想定に基づき、液状化危険度分布図等の周知を図る必要がある。	②(液状化危険度の高い地域への住民周知等) ・液状化現象が発生するおそれがある区域における警戒避難体制の整備等を図るため、液状化危険度の高い地域に住む住民へ、液状化危険度分布図等の周知を図る。	1液状化危険度分布図等のホームページ等による周知	—	
		96	①(コミュニティ強化の支援) 災害が起きた際の市民の対応力を向上するためには、必要なコミュニティを構築する必要がある。本市においては、町内会や地域コミュニティ協議会の活動支援のほか、自主防災組織によるハザードマップ作成、訓練・防災教育等を通じた地域づくりやセーフティコミュニティの推進等、コミュニティを強化するための支援等の取組を充実させる必要がある。	①(コミュニティ強化の支援) ・災害時の市民の対応力を向上するため、町内会や地域コミュニティ協議会の活動支援のほか、自主防災組織によるハザードマップ作成、訓練・防災教育等を通じた地域づくりやセーフティコミュニティの推進等、コミュニティを強化するための支援等の取組を充実させる必要がある。	1自主防災組織による防災活動の取組促進や、地区別防災研修会の開催 2セーフティコミュニティの推進	・自主防災組織のカバー率 現状 100% 目標 100%	
	貴重な文化財や歴史的資源の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	97	②(文化財の保護管理) 文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立助言を行い、文化財保護施設の耐震化や、防災設備等を促進する必要がある。	②(文化財の保護管理) ・文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立助言を行い、文化財保護施設の耐震化や、防災設備等を促進する。	1文化財防火シートに合わせた、防災設備の点検や耐震化に伴う助言の実施	—	
		98	①(応急仮設住宅建設候補地リスト作成) 応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地リストを作成しているが、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう定期的な情報更新を行う必要がある。	①(応急仮設住宅建設候補地リスト作成) ・応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地リストを作成しているが、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう定期的な情報更新を行う。	1応急仮設住宅候補地の継続的な見直し	—	
	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態	99	②(災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定) 災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する必要がある。	②(災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定) ・災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する。	1関係団体との連携	—	
100		③(災害時における民間賃貸住宅の確保に関する協定) 災害時において迅速に増上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する必要がある。	③(災害時における民間賃貸住宅の確保に関する協定) ・災害時において迅速に増上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する。	1関係団体との連携	—		
101		④(災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定) 災害時において迅速に増上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する必要がある。	④(災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定) ・災害時において迅速に増上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する。	1関係団体との連携	—		
風評被害、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響	102	①(かのや市商工会・農産物加工業と市が共同で策定する事業継続力強化支援計画の認定) かのや市商工会・農産物加工業と市が共同で策定する事業継続力強化支援計画の認定を促進すること等により、業務継続体制とその取組を強化する。	①(かのや市商工会・農産物加工業と市が共同で策定する事業継続力強化支援計画の認定) ・かのや市商工会・農産物加工業と市が共同で策定する事業継続力強化支援計画の認定を促進すること等により、業務継続体制とその取組を強化する。	1事業継続力強化支援計画の認定	—		
	103	②(道路情報の発信)(再掲4-2-2) 災害発生時は、情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の被害が発生するおそれがあるため、通行規制情報や緊急情報を関係機関に伝える。	②(道路情報の発信)(再掲4-2-2) ・情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で発生する人的被害を防ぐため、関係機関との連携を図る。	1関係機関との連携 (再掲4-2-2)	—		